

宝塚市告示第 1 3 9 号

街区の設定について

宝塚市住居表示に関する条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり山手台東 4 丁目の一部に街区を設定して告示の日から施行する。

令和 8 年(2026 年)8 月 6 日

宝塚市長 森 臨 太 郎

山手台東 4 丁目

2 番街区を設定する

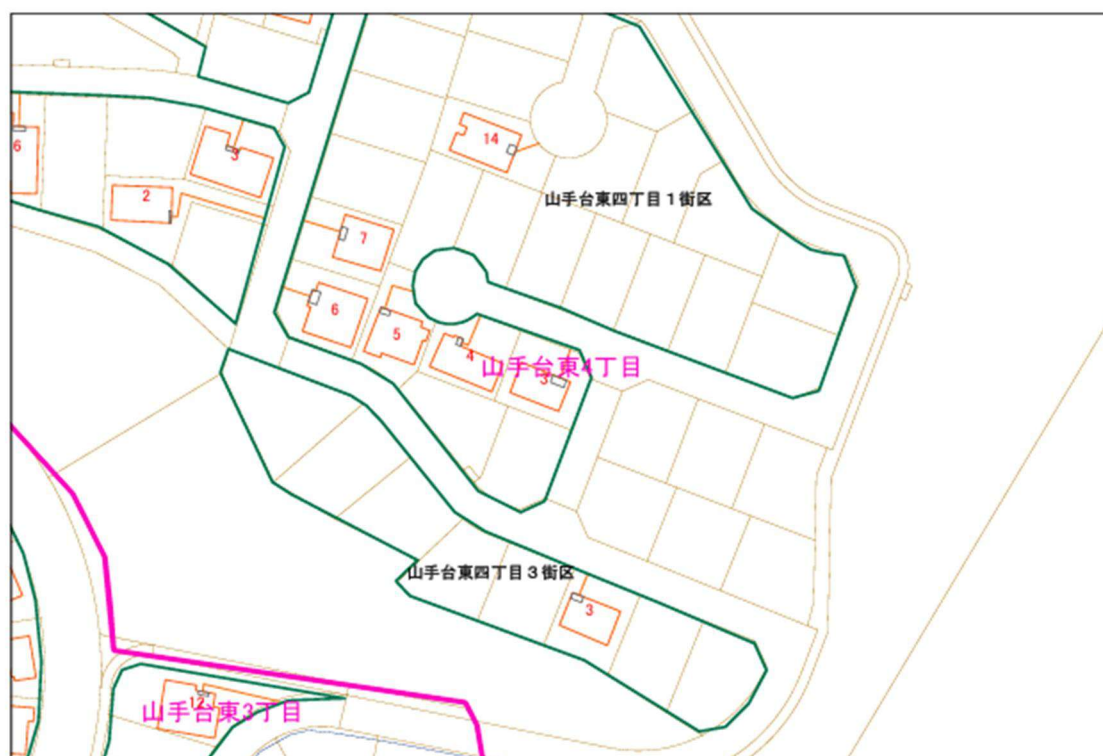
設定理由

街区が設定されていない山手台東 4 丁目の一部の区域において建物の建築にあたりこれを機に街区を設定しようとするものです。

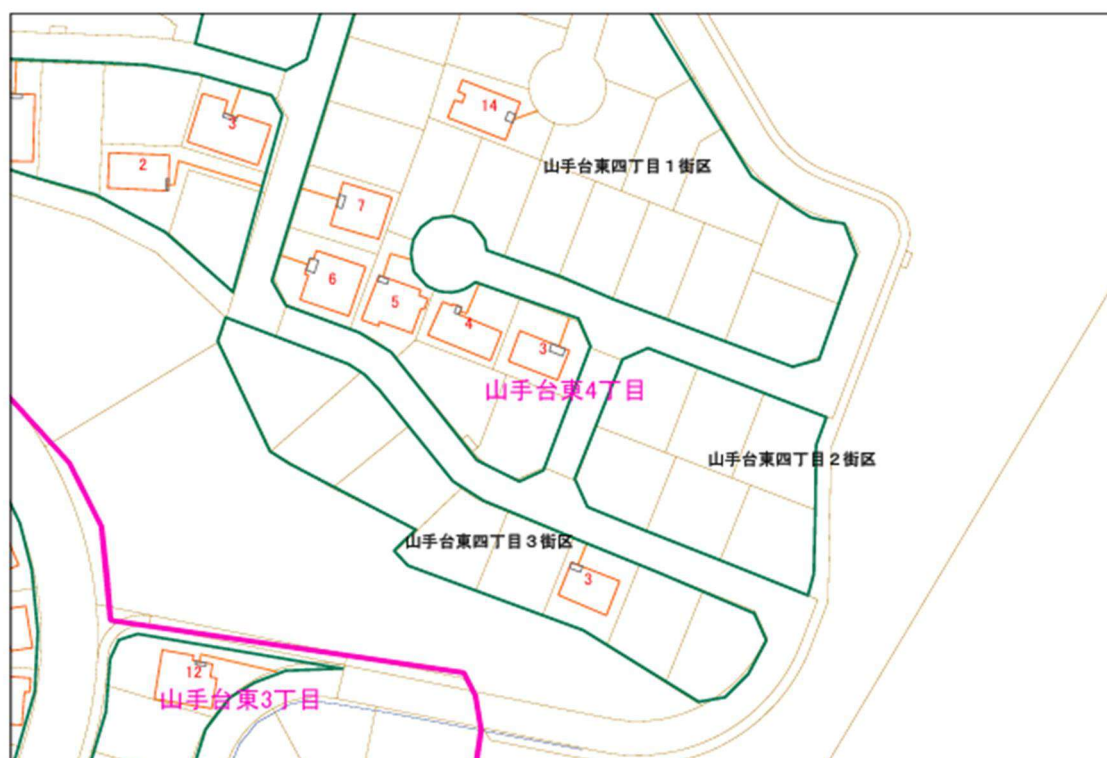
宝塚市住居表示に関する条例（抜粋）

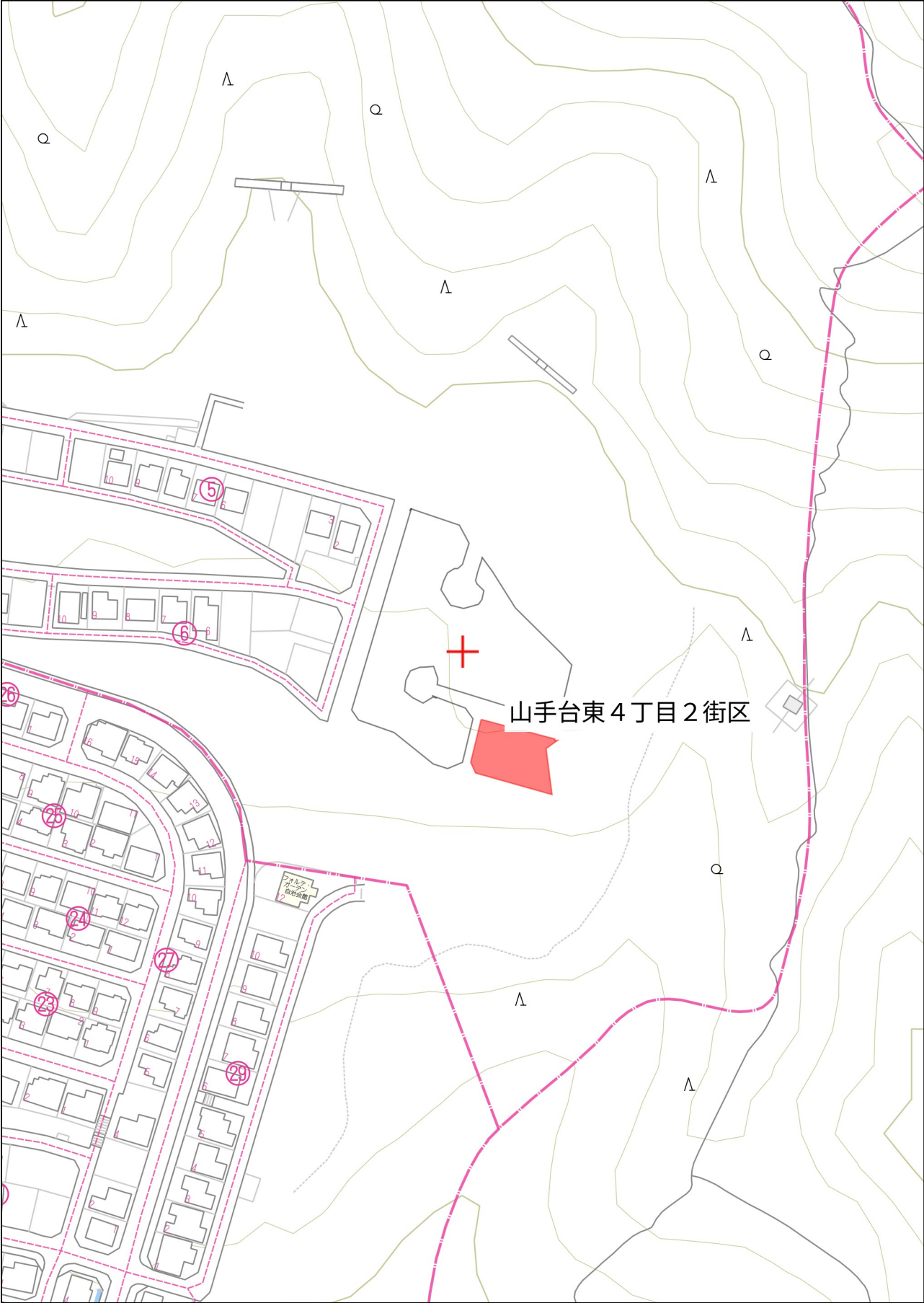
第 2 条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

【設定前】



【設定後】





80m

1:1850

禁無断複写複製
兵庫県宝塚市